

五島市公共施設太陽光発電設備等導入事業（PPA 事業）公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、五島市が所有する公共施設等に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA 方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 【事業名】

五島市公共施設太陽光発電設備等導入事業（PPA 事業）

(2) 【事業場所】

別紙「五島市公共施設太陽光発電設備等導入等業務（PPA 事業）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、環境省実施要領に記載の要件を満たしているものであること。

(3) 【事業期間】

別添「仕様書」とおり。

(4) 【担当部署】

五島市総務企画部未来創造課ゼロカーボンシティ推進班

3. 参加資格

(1) 「五島市脱炭素先行地域事業に関する事業者登録要綱」に基づく事業者登録を完了した法人（以下「登録事業者」という。）であること。

(2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

(3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(4) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

・ 電気主任技術者、若しくは主任電気工事士

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(5) 事業実施に際し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する「建設業の許可」などの必要な資格を有する事業者を含めること。上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- オ 市税、消費税・地方消費税を滞納している者
- カ 五島市暴力団排除条例（平成 24 年五島市条例第 34 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する社会的非難関係者に該当する者
- キ 五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 16 年五島市訓令第 57 号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けた者、有資格者でない者にあつては措置要領別表各号に掲げる要件に該当する者

4. 提出書類

原則として、紙資料にて提出する。また、以下（1）～（4）の他に五島市が別途書類の提出を求めることがある。なお、追加としてデータを保存した電子媒体（CD-R）を求める場合がある。

- （1）参加申込書（様式 1）
様式 1 に必要事項を記入し、提出する。
- （2）「五島市脱炭素先行地域事業に関する事業者登録要綱」に基づく事業者登録を受けた旨の通知書の写し
- （3）参加資格に係る書類
以下の書類を添付すること。
 - ア 一級建築士及び電気主任技術者又は主任電気工事士の資格証の写し（協力事業者が資格を有する場合は、協力事業者（外部委託も可）を実施体制に明示し、資格証の写しを提出すること）
 - イ 建設業法に規定する建設業の許可（協力事業者が許可を有する場合は、協力事業者を実施体制に明示し、建設業の許可証の写しを提出すること）
※ 共同事業者の場合は、構成員ごとに提出すること。
- （4）企画提案書
 - ア 提案書提出届（様式 2）

- イ 事業の実施内容（様式3）
- ウ 太陽光発電設備及び蓄電池設置容量（様式4-1）
- エ 自家消費料金単価（様式4-2）
- オ 事業シミュレーション（様式4-3）
- オ 事業実施体制（様式5）
- カ 過去の類似実績（様式6）

5. 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容

ア 実施方針（様式3）

- 提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。
- 使用目的（災害時の非常用として／平準化の目的）
- 想定される使い方（避難者の携帯充電、災害対策に要する部屋の電灯、災害卓要因の使用するPCの電源等）とするが、平常時には充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- 別紙1の対象施設について、全ての施設に設備を設置するものとするが、本事業における上限価格を考慮し採算性が見込めない施設は、設置提案を行わないことができる。設置提案を行わない施設については、設備容量を“0”とし、対象施設一覧に設置容量を記載すること。（様式4-1）

イ 太陽光発電設備容量（様式4-1）

各施設における想定設備容量（リユース太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量（様式4-1）

施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。

エ 自家消費電力量（様式3）

- ・各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、全施設合計の自家消費電力量（kWh）が最大となる基本的な考え方を示すこと。

オ 設備設置仕様（様式3）

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）の基本的な考え方を記載すること。
- ・設備設置時の屋上（屋根）防水への影響および屋上防水改修等の維持管理に配慮した設置方法の基本的な考え方を提案すること。

カ 非常時・停電時に利用可能なシステム（様式3）

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図

- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力の考え方

キ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（様式4-2）

- ・単価は事業期間中一定とし、参考価格（現状の単価をもとに当市で整理した価格）に対して、高圧施設および低圧施設に分けて提案すること。個々の施設の現状の単価は、参加資格審査結果決定通知送付後に提示する。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- ・電気料金の概算については、運転期間中における自治体の負担として算出すること（運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと）。

ク 事業シミュレーション（様式4-3）

- ・事業期間終了後、提案者が設備の撤去を行うと仮定した場合のシミュレーションを示すこと。20年間での総発電量及び消費量、機器更新費を含めた総コストを含むこと。

ケ その他独自提案（該当する場合のみ/別添資料）

- ・五島市ゼロカーボンシティ計画を踏まえた、五島市の脱炭素化に資する任意の提案をすること。

（2）事業実施体制（様式5）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

エ 代表事業者の経営状況（5年間）

賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

オ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

カ 故障、緊急時の対応体制図

キ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

ク 事業実施に関するリスク対応の方針・方向性

設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかり設定するリスクに対する対応方針内容

（3）過去の類似実績（様式6）

過去の類似実績の概要を記載すること。また、実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。(契約が証明できる部分のみの写しで良い)

6. 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・ A4 版を基本とすること。一部 A3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・ 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- ・ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・ 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

7. 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

- ・ 参加申込書(様式1)、参加資格に係る書類：各1部
- ・ 企画提案書(正本1部、PDFデータ1部)

(2) 提出期限

ア 参加申込書(様式1)、参加資格に係る書類

令和7年7月22日 17時(必着)

- ・ 提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・ 参加資格の審査を行い、結果を通知する。
- ・ 提案資格があると認めた者に対し、各施設の図面(屋根伏図・矩計図・単路結線図・電気室図面等)、構造計算書及び、各施設の1年間の電力使用量の30分値、予定使用電力量、現在の電力契約の情報等を閲覧可能とする。
- ・ 参加申込書提出後に参加を取りやめる場合は、担当課へ連絡すること。

イ 企画提案書

令和7年7月30日 17時(必着)

(3) 提出場所

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

五島市総務企画部未来創造課ゼロカーボンシティ推進班

電話：0959-88-9503 FAX：0959-74-1994

メールアドレス：miraisouzou@city.goto.lg.jp

郵送又は直接持参とする。

(4) 契約の締結について

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について自治体の確認を受けたのち、確定とする。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、「五島市

公共施設への太陽光発電設備等導入事業（PPA 事業）候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において次点とされた者と交渉する場合がある。

8. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式 7）を提出するものとする。

（1） 質問受付

ア 受付期間

令和 7 年 7 月 7 日～7 月 1 4 日 1 7 時

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

担当課の Eメールアドレスに提出すること。

（2） 回答

令和 7 年 7 月 1 6 日 1 7 時までに、ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

9. 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、選定委員会において審査する。五島市は企画提案内容について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に際しては事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、選定委員会の各委員が「審査基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。

企画提案者が 1 者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が 60 点を超える場合には事業予定者として選定する。

（1） スケジュール

本公募型プロポーザル実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

公募開始	令和 7 年 7 月 7 日(月)
質問受付	令和 7 年 7 月 7 日(月)～1 4 日(月)
参加申込書に係る提出期限	令和 7 年 7 月 7 日(月)～2 2 日(火)
質問に対する回答	令和 7 年 7 月 1 6 日(水)
施設見学期間	令和 7 年 7 月 1 4 日(月)～2 5 日(金)

参考資料の閲覧期間	令和7年7月14日(月)～25日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年7月30日(水)
プレゼンテーション審査	令和7年8月4日(月)
事業予定者の発表(審査結果通知)	令和7年8月5日(火)

(2) 施設見学

五島市が参加資格を認めた事業者を対象に、下記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和7年7月11日までに担当者へ電話または電子メールで申し込むものとする。

なお、施設見学にあたっては、未来創造課及び施設管理者の指示に従うこと。

見学期間は、令和7年7月14日～7月25日の間で申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

(3) 企画提案の提案評価

企画提案は、選定委員会において、比較・検討のうえ、審査基準に基づく各方面から総合的に審査する。

ア 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

イ 日時

令和7年8月4日(予定)

ウ 会場

五島市役所2階B会議室(予定) ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

エ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。なお、企画提案書の内容を纏めたパワーポイント等を使用することは可とする。

オ 発表時間について

1 企画提案者あたりプレゼンテーションは、提案内容の説明20分間、質疑応答10分間を基本として参加者ごとに行う。出席者は3名以内とすること。

なお、プロジェクター等を使用する場合は事前に連絡すること。

(4) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、プレゼンテーション審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。

10. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の

著作権は五島市に帰属する。

- イ 提案者は、五島市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ自治体に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、五島市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
 - (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
 - (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
 - (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため五島市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

11. 失格要件

参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ウ 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- エ 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- オ その他、選定委員会が不適切と判断したとき。